

[Tweet](#)

令和5年11月17日
金融庁

「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」等の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「[事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）](#)」（[16 暗号資産交換業者関係](#)）等の一部改正（案）につきまして、令和5年9月6日（水曜）に公表し、令和5年10月6日（金曜）まで、広く意見の募集を行いました。

その結果、5の個人及び団体より計6件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)を御覧ください。

なお、別紙3の一部については、形式的な変更に係るものであり、行政手続法第39条第4項第8号で定める軽微な変更該当するため、同法で定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施していません。

【改正概要】

- ・暗号資産交換業者等が海外親会社等を有する場合の当該暗号資産交換業者等による情報開示及び検査・監督上の対応
- ・親会社等と共通の暗号資産取引のシステムや利用者財産管理のシステムを利用してサービスを提供する場合の措置 等

具体的な改正の内容については[別紙2～別紙4](#)を御参照ください。

改正後の事務ガイドライン等は、本日から適用いたします。

また、本事務ガイドラインの改正に伴い、既に公表済みの「暗号資産交換業者の登録審査に係る質問票」を改訂致しましたので[別紙5](#)を御参照ください。

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディアアカウント






▶ 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
総合政策局フィンテック参事官室（内線2308、2302、2304）

- (別紙1)  [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)
- (別紙2)  [事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係）の一部改正（新旧対照表）](#)
- (別紙3)  [事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 17 電子決済手段等取引業者関係）の一部改正（新旧対照表）](#)
- (別紙4)  [信託会社等に関する総合的な監督指針の一部改正（新旧対照表）](#)
- (別紙5)  [暗号資産交換業者の登録審査に係る改訂質問票](#)

サイトマップ

金融
庁に

報
道・
広報

政
策・

法
令・

金
融
機
関

国
際
関
係

アクセ
スF
S
A
(金融庁広報誌)

ついで

審議会等

指針等

情報

情報

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000